

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 4 号

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部を改正する条例

亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成 2 7 年亀山市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 3 条中「月額 6 , 0 0 0 円」を「、法第 2 7 条第 3 項第 2 号並びに第 2 8 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる政令で定める額」に改め、「、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。